

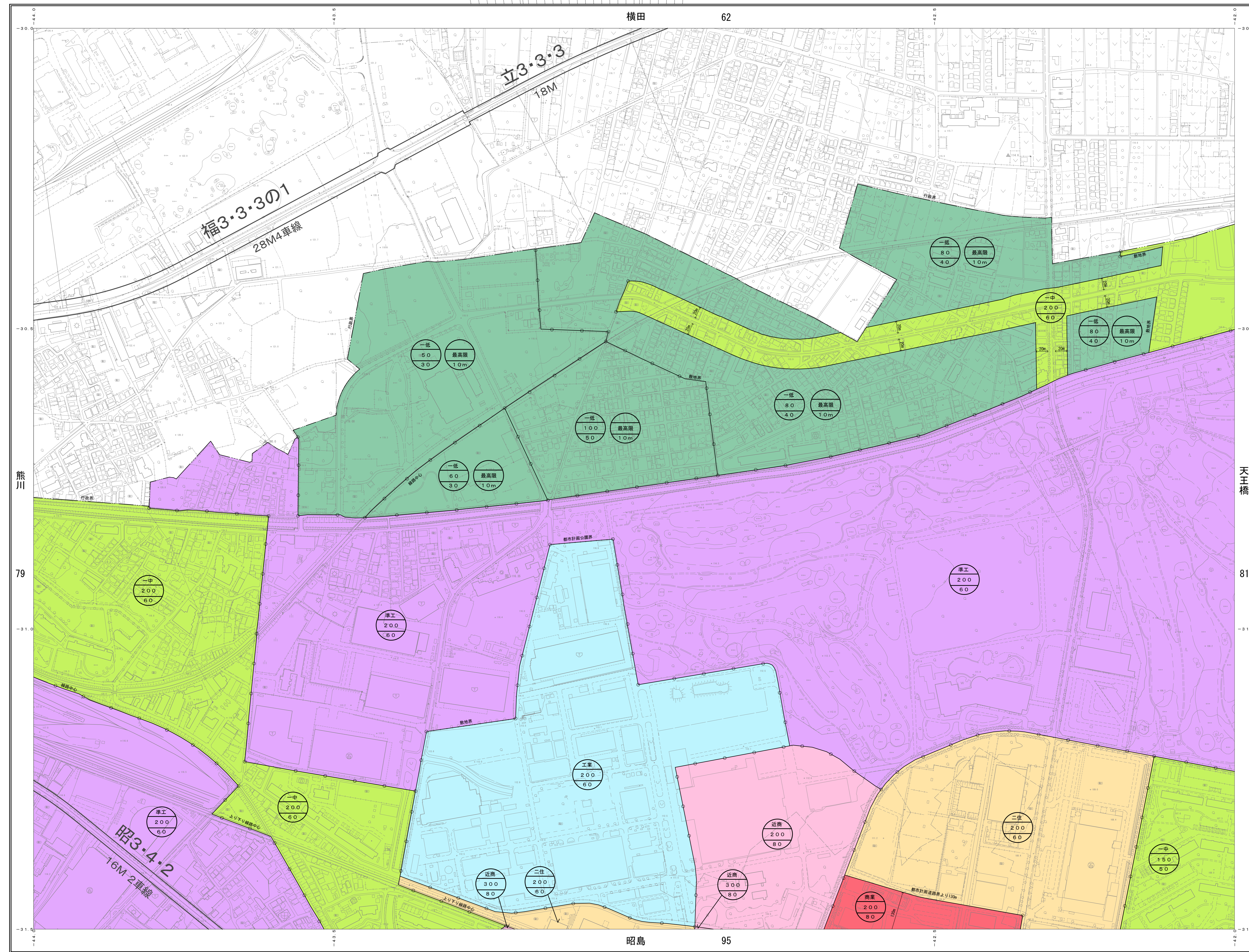
昭島市 用途地域

美堀町

1:2,500 昭島都市計画用途地域(昭島市決定)計画図 80

25-14 美堀町 (IX-LC09-1) H28・3・14 H31・3・14 (道路網図作成年月日)

昭島市	立川市	牛浜 16-18	横田 16-19	伊奈平 16-20
東京都	昭島市	熊川 25-3	美堀町 25-4	天王橋 25-5
		持島 25-8	昭島 25-9	中神 25-10



凡例

■	第一種低層住居専用地域	○	第一種中高層住居専用地域
■	第二種低層住居専用地域	○	第二種中高層住居専用地域
■	第一種住居地域	○	第二種住居地域
■	工業地域	○	近隣商業地域
■	商業地域	○	公共施設地域
■	第一種業務地域	○	第二種業務地域
■	第一種遊憩地域	○	第二種遊憩地域
■	第一種緑地	○	第二種緑地
■	第一種公園	○	第二種公園
■	第一種緑地	○	第二種緑地
■	第一種公園	○	第二種公園

—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線

—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線

—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線

—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線

—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線
—	境界線	—	境界線

1 座標系は、平成十四年国土交通省告示第九号の規定による平面直角座標系の第IX種標準系
 2 投影法は、メルカトル法
 3 平面直角座標値は、世界測地系を、内閣府の外観に示す(キロメートル単位、縦軸：X軸、横軸：Y軸、方位の誤差は、0.5メートル)
 4 高さ(メートル単位)の基準は、東京湾平均海面(Y.P.)
 5 等高線の間隔は、2メートル
 6 真北(地軸の北の方向)と磁北(磁石の針の北が指す方向)は、下辺内院邸と御業の中央における距離約100メートルの交点を中心として、上辺内院邸上、矢印(真北)、矢印(磁北)で示した方向
 この場合、真北・磁北は、30°単位の目盛りに、10°単位で表示
 7 方眼紙(方眼の縦横の3.0の方向)に対する真北の偏角は、東約20°
 8 真北に対する磁北の偏角(磁気偏角)は、「2010年年度磁気偏角一覽図(国土地理院)」で、距離約7.10°
 9 東京都公共施設等への無断立入は禁ずる。

平成9年測量
 平成16年修正
 平成21年修正
 平成26年修正

1. 平成24年11月撮影空中写真
 2. 平成25年7月撮影航空写真

1:2,500

この測量成果は、国土地理院の承認を得て同院所管の測量成果と同等と見做して用いるものである(測地法) 平成24年昭島市第26号
 この測量は、東京府知事の承認を得て、東京府第27号(昭島市)の測量成果と同等と見做して用いたものである。測量成果を照会する。
 (測地法) 2部測量法第4号(測地法) 2部測量法第1号、令和2年7月7日
 (測地法) 2部測量法第110号、令和2年8月21日

著作権所有者
 東京都都市整備局
 株式会社ミッドマップ東京
 詳細はご照会ください